

## 令和 4 年度会計事務実地検査の結果

県では、地方自治法第 149 条第 5 号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の実地検査を実施している。

令和 4 年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の 2 種類の検査方法によって、下記のとおり実地検査を実施した。

### 1 実地検査の実施概要

#### (1) 実地検査の実施方法

##### ア 実施期間

令和 4 年 6 月から令和 4 年 12 月まで  
(延べ検査日数 80 日)

##### イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員 14 名を含む。）62 名及び各県事務所出納課の職員 25 名を検査員に任命し、87 名体制により実施。  
(延べ検査員数 413 名)

##### ウ 検査方法

###### ①概要

例年の基準で選定した機関を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症第 7 波による感染拡大を受け、8 月の会計事務実地検査については、原則延期（本庁内機関は概ね予定通り実施）とした。「岐阜県 BA.5 対策強化宣言」の実施期間が 9 月 4 日まで延長され、終息の見通しが立たない状況にあったことから、9 月中の会計事務実地検査についてはすべて中止し、以下のとおり方針を変更し、10 月から実施した。

(1) 今年度の検査実施期間を令和 5 年 1 月末までとする。

(2) 今年度の検査対象機関について見直しを行い、次の基準に該当する機関について検査を行うこととする。

①今年度検査予定機関のうち、令和 2・3 年度に一般検査未実施の機関

②①のうち、単独現地機関については検査を必ず実施するものとし、総合庁舎内の所属については新型コロナの感染状況やその影響を鑑みて中止とすることも可能

###### ②巡回指導（一般検査）

・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。

・実施機関数 119 機関

本庁 : 31 課・室

現地機関：OKB ふれあい会館・総合庁舎内 24 機関

## 単独庁舎 64 機関

### ③特別検査

- ・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。
- ・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の発生の懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より抽出して実施した。

・実施機関数 56 機関

本庁 : 15 課・室

現地機関：OKB ふれあい開館・総合庁舎内 9 機関

単独庁舎 32 機関

## (2) 検査方針

### ア 巡回指導（一般検査）

#### <検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

#### <検査項目>

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況 **重点項目**
- 現金・金券類の取扱状況  
(金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況 **重点項目**
- 収入事務
- 支出事務 ※下記の事実確認を含む

### 『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題を受けて、同年 9 月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。<会計事務の実地検査における事実確認>

経費の種類	確認内容	確認件数
旅 費	○旅行の事実を確認 ・会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・泊付については、宿泊の事実確認書により確認 ・精算旅費は、連続しない 2 か月分について確認	451
対外交流費	○会議等の開催の事実を確認 ・債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等を電話確認	0
修 繕 料	○5 件を抽出して修繕の事実を確認 ・写真又は直接現物を確認	351

	・必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施	
備品購入費	○5件を抽出して備品購入の事実を確認 ・物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認	319
計		1,121

イ 特別検査

<検査の基本方針・目的>

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

<検査項目>

○現金・金券類の取扱状況（金庫の現況確認を含む。）

## 2 実地検査の結果

### (1) 巡回指導（一般検査）

#### ア 検査結果の概要

- ・一般検査を実施した119機関のうち、約5分の1（21.0％）に当たる25機関に対して、48件の文書指摘を行った。
- ・この25機関の内訳をみると、10機関が知事部局、15機関が教育委員会（14機関が高等学校）、警察本部が0機関で、それぞれの文書指摘件数は13件、35件、0件であった。

#### 【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知事部局	79機関	67.2%	10機関	40.0%	13件	27.1%
教育委員会	32機関	26.2%	15機関	60.0%	35件	72.9%
県立学校	28機関	23.0%	14機関	56.0%	34件	70.8%
その他	4機関	3.3%	1機関	4.0%	1件	2.1%
警察本部	8機関	6.6%	0機関	0.0%	0件	0.0%
合 計	119機関	100.0%	25機関	100.0%	48件	100.0%

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

#### 【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文書指摘件数	部 局 別 内 訳			
		知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他	
① 内部牽制機能の状況	4	0	4	0	0
② 内部管理機能の状況	9	3	6	0	0
③ 現金・金券類の取扱状況	9	2	7	0	0
④ 物品の管理状況	3	1	2	0	0
⑤ 収入事務	9	5	3	1	0
⑥ 支出事務（契約関係）	1	1	0	0	0
⑦ 支出事務（補助金関係）	0	0	0	0	0
⑧ 支出事務（その他）	13	1	12	0	0
合 計	48	13	34	1	0

## イ 文書指摘の主な内容

### ① 内部牽制機能の状況

- ・支払先誤りや調定遅延等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。
- ・支払額誤りや必要書類の未作成等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。
- ・決裁時のチェック、事務的チェックミスが散見される。
- ・金庫内の不明金や備えるべき帳簿の未作成等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。

### ② 内部管理機能の状況

- ・令和3年度にレターパックを購入していたが、消耗品出納簿が作成されていなかった。
- ・観光券（クーポン）入場に係る手数料分（公金振替）の収入において、県の手数料の支払未処理により収入未済が発生していた。
- ・令和4年度の事前決裁において、議会の議決前に見積り合せにより業者を決定し、相手方に通知を行っていた。
- ・令和3年度に出納員口座への資金滞留が2件あり、うち1件について出納管理課長へ顛末書を提出していなかった。

### ③ 現金・金券類の取扱状況

- ・理由がなく、収納した現金の払い込みが遅延している。
- ・立替金内容明細書に所属長の承認がなかった。
- ・令和3年度、令和4年度の郵便切手の消耗品供用整理簿が作成されていなかった。
- ・購入の都度すべての切手を供用しており必要最小限の払出しとなっていない。
- ・所属内で預かった現金1,500円を長期にわたり（令和3年10月頃から検査日まで）、その存在を認識せず、金庫内に保管していた。

### ④ 物品の管理状況

- ・現物実査の結果、不突合となった物品2件について、「物品一覧表からの除去漏れ」として物品処分調書を作成しているが、不用決定がされていなかった。
- ・器物台について、附属の椅子の現物確認ができなかった。（令和3年度の現物実査では不突合なし）
- ・令和3年度に購入した備品について、物品登録調書が未作成であった。

### ⑤ 収入事務

- ・R3年度の調定をR4年度（R4.4.25）に作成していた。
- ・納期限までに歳入を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状により完納すべき旨を督促しなければならないところ、期限内に督促状を発していなかった。（2件）

- ・ 証明書の交付手数料を定額小為替で收受し、職員が換金後証紙を購入した。
- ・ 「収入証紙に消印をしたとき」に収入証紙関係処理簿への記載が必要であるにもかかわらず、令和4年度分について未作成だった。

#### ⑥支出事務（契約関係）

- ・ 一般競争入札が不落となった備品調達案件2件について、契約審査会を開催することなく緊急により1者随意契約としていた。

#### ⑦支出事務（補助金関係）

なし

#### ⑧支出事務（その他）

- ・ 支出金調書の債権者の登録を誤り、別の債権者へ支払っていた。
- ・ 前回の検査において文書注意を受けたにもかかわらず、事前決裁を長期間遡って作成していた。
- ・ 下水道の支払事務において、支出命令額を誤入力したことにより、10円が過払いとなり、戻入処理が発生していた。
- ・ 自動振替による水道代支払いにおいて額に誤りがあった。
- ・ インターシップ保険料の支払いにおいて、検査済の旨及びその年月日の記載がなかった。
- ・ 会計年度任用職員の費用弁償(通勤手当)について、人事給与システムにおける年次休暇の登録を誤り、費用弁償(通勤手当)が過払いとなった。
- ・ 職務専念義務免除団体の用務(団体事務局の用務)において、旅行命令が発せられ県費にて旅費が支給されていた。

## (2) 特別検査

### ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した 56 機関のうち、7 機関に対して 16 件の文書指摘を行った。

#### 【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知事部局	37 機関	66.1%	6 機関	85.7%	14 件	87.5%
教育委員会	13 機関	23.2%	1 機関	14.2%	2 件	12.5%
県立学校	11 機関	19.6%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
その他	2 機関	3.6%	1 機関	14.2%	2 件	12.5%
警察本部	6 機関	10.7%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
合 計	56 機関	100.0%	7 機関	100.0%	16 件	100.0%

## 3 検査結果の総括と次年度の対応

### (1) 検査結果の総括

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から検査の中止・延期を行ったが、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、今年度同様にコロナ禍の中、規模を縮小して実施した昨年度と比べて、実施機関数は 119 機関増加した（昨年度 59 機関（うち一般検査 57 機関、特別検査 2 機関）、今年度 175 機関（うち一般検査 119 機関、特別検査 56 機関））。文書指摘を行った件数は、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、19 件から 64 件へ増加した。
- ・これは、実施機関数の増加に伴い、指摘事項件数も増加したためと、昨年度と比べて、一部の機関において多数の指摘事項が散見されたためである。また、一部の指摘事項が散見される機関を除いても、依然として不適切な取扱いが各部局において一定数確認されている。
- ・文書指摘の内容のうち、検査済みの旨の未記載や帳簿の記載等の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、支払先や支払額の誤り、一般競争入札が不落となった備品調達案件について契約審査会を開催することなく緊急により 1 者随意契約としていた等の会計事務に係る所属のチェック体制に問題があったと思われるものもあった。
- ・大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられる。

## (2) 次年度の対応

- ・令和5年度に実施する実地検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する「指導」に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努める。
- ・また、令和4年度に引き続き、内部統制制度の実践状況（会計事務）について確認するとともに、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行っていくこととする。
- ・会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、実地検査の文書指摘や文書指導の内容を参考事例として使用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・連続して文書指摘や文書注意による指導を受けている所属や内部牽制機能が十分に発揮されていないと思われる所属に関する情報を、引き続き関係機関に提供し、組織としての対応・防止策を求めていくこととする。